

## 自主事業に関する条件

### 1. 自主事業の位置づけ

- ・ 事業者が本事業の効用を高める収益事業を実施する場合、又は地域貢献等の非収益活動を行う場合、事業者は、その責任において、提案した自主事業を実施することができる。
- ・ 市は、自主事業の実施を義務付けるものではないが、本事業の目的に照らし、事業者等の発意・創意工夫により、例えば、地場産品の活用、観光資源・文化的資源の活用、地域企業・地域人材の活用、又は近隣の農地を始めとした周辺の資源活用等の市の活性化に寄与する自主事業が提案されることを期待する。
- ・ 自主事業の実施を希望する事業者は、事前に自主事業の内容について、市と協議のうえ、市の承諾を得なければならない。
- ・ なお、自主事業は、本事業の用途及び目的を妨げることなく、その効用を高めるものであることを前提とし、この趣旨に沿わない自主事業については、実施することを認めない。

### 2. 提案することができる自主事業

- ・ 事業者が本施設及び周辺公共施設の敷地または床を利用して提案することができる自主事業は、下表に示すとおりである。
- ・ 事業者は、上記のほか、本施設及び周辺公共施設の特定の場所を使用しない自主事業を実施することができる。
- ・ 自主事業は、その内容、実施場所、実施期間などにより、必要な許可条件が異なる場合があることから、事業者と市が行なう協議の場において、最終的に適用される自主事業が決定されるものとする。